

沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、離島の患者が適切な医療を受ける機会の確保を図るため、市町村が実施する島外の医療施設に通院を行う場合における交通費等の支援に要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表1に掲げる有人離島が所在する市町村(以下「補助事業者」という。)が、居住する離島において必要とする医療を受けることが出来ないため、居住する離島から沖縄本島、宮古島又は石垣島の医療施設(以下「島外医療施設」という。)に通院する別表2に掲げる離島患者等に対し、通院に係る航路運賃、航空運賃及び宿泊費(以下「通院費」という。)の全部又は一部を助成する事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、基準額及び補助率は、別表3のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表3に定める補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を通院費の種別毎に比較して少ない額に、同表の補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、知事が別に定める事項については、別途、交付額を算定し、前項の交付額に加算することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 経費所要額明細書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績報告総括表
- (2) 実績報告内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金返還命令通知書（様式第 7 号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第 13 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(事業効果の検証等)

- 第16条** 補助事業者は、毎年度、補助事業の実施結果に基づいて、事業効果の検証を行い、知事が定める日までに知事に報告することとする。
- 2 知事は、前項の検証結果を踏まえ、必要に応じて、補助金に係る内容の見直しを行うこととする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

市町村名	有人離島名
本部町	水納島
伊江村	伊江島
伊平屋村	伊平屋島、野甫島
伊是名村	伊是名島
うるま市	津堅島
南城市	久高島
渡嘉敷村	渡嘉敷島
座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島
粟国村	粟国島
渡名喜村	渡名喜島
南大東村	南大東島
北大東村	北大東島
久米島町	久米島、奥武島、オーハ島
宮古島市	宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島
多良間村	多良間島、水納島
石垣市	石垣島
竹富町	竹富島、西表島、由布島、鳩間島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、嘉弥真島、波照間島
与那国町	与那国島

別表 2

NO	離島患者等	定義	補助対象となる通院
1	生殖補助医療を受ける夫婦	<p>生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。なお、主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む。（人工授精は除く）</p> <p>ただし、治療開始時の妻の年齢が 43 歳以上又は保険適用の回数を超えて治療実施した夫婦を除く。</p>	<p>島外医療施設への生殖補助医療を受けるための通院とする。</p> <p>なお、生殖補助医療を受けるための渡航費であるかの確認のため医師の意見書を付すること。</p>
2	一般不妊治療を受ける夫婦	<p>保険適用となる一般不妊治療（タイミング法、人工授精）を実施した夫婦。</p>	<p>島外医療施設への一般不妊治療を受けるための通院とする。</p> <p>なお、一般不妊治療を受けるための渡航費であるかの確認のため医師の意見書を付すること。</p>
3	不育治療・検査を受ける夫婦	<p>保険適用となる不育治療・検査（流産や死産を 2 回以上繰り返し、赤ちゃんを得られない方が実施する治療・検査）を実施した夫婦。</p> <p>また、先進医療に指定されている不育症検査を実施した夫婦。</p>	<p>島外医療施設への不育治療・検査を受けるための通院とする。</p> <p>なお、不育治療・検査を受けるための渡航費であるかの確認のため医師の意見書を付すること。</p>
4	妊産婦	<p>母子保健法における妊産婦であって、同法に基づき市町村長に妊娠の届出を行い、市町村から母子健康手帳の交付を受けた者。</p>	<p>島外医療施設への母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後 1 ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院とする。</p> <p>なお、久米島町、宮古医療圏及び八重山医療圏から沖縄本島の島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>

5	未熟児及びその親権を行う者	母子保健法における未熟児であって、同法に基づき市町村が給付する養育医療を受ける者。	母子保健法に基づく指定養育医療機関である島外医療施設への養育医療を受けるための通院とする。 なお、指定養育医療機関のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
6	がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された者。	島外医療施設へのがん治療を受けるための通院とする。 なお、宮古医療圏又は八重山医療圏から沖縄本島の島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
7	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。 ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。	島外医療施設への子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。
8	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者。	児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院とする。 なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。

9	指定難病患者	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき指定医療機関である島外医療施設への指定難病に係る治療を受けるための通院とする。</p> <p>なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>
10	特定疾患患者	<p>平成 13 年 3 月 29 日付け健疾発第 22 号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。</p>	<p>沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である当該医療施設への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。なお、医療施設のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>
11	重度障害者（児）	<p>身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者。</p> <p>沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A 1）又は重度（A 2）に該当する者。</p> <p>精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級に該当する者。</p>	<p>医師が島外医療機関での治療が必要と認める通院。</p> <p>なお、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。</p>

12	上記の患者の付添人	<p>上記の離島患者等の島外医療施設への通院に同行し、支援する者として市町村が認めるもの。</p> <p>なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、市町村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名まで（離島患者等が18歳未満の場合は2名まで）を対象とする。</p>	
----	-----------	--	--

別表 3

補助対象経費	基準額	補助率
<p>市町村が離島患者等に対し、通院費として助成する経費であって、次に掲げる経費</p> <p>航路運賃、航空運賃、宿泊費</p>	<p>航路運賃、航空運賃</p> <p>「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃の8割相当額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>宿泊費</p> <p>1泊あたり7,000円とし、これに補助対象となる通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額</p>	9 / 10